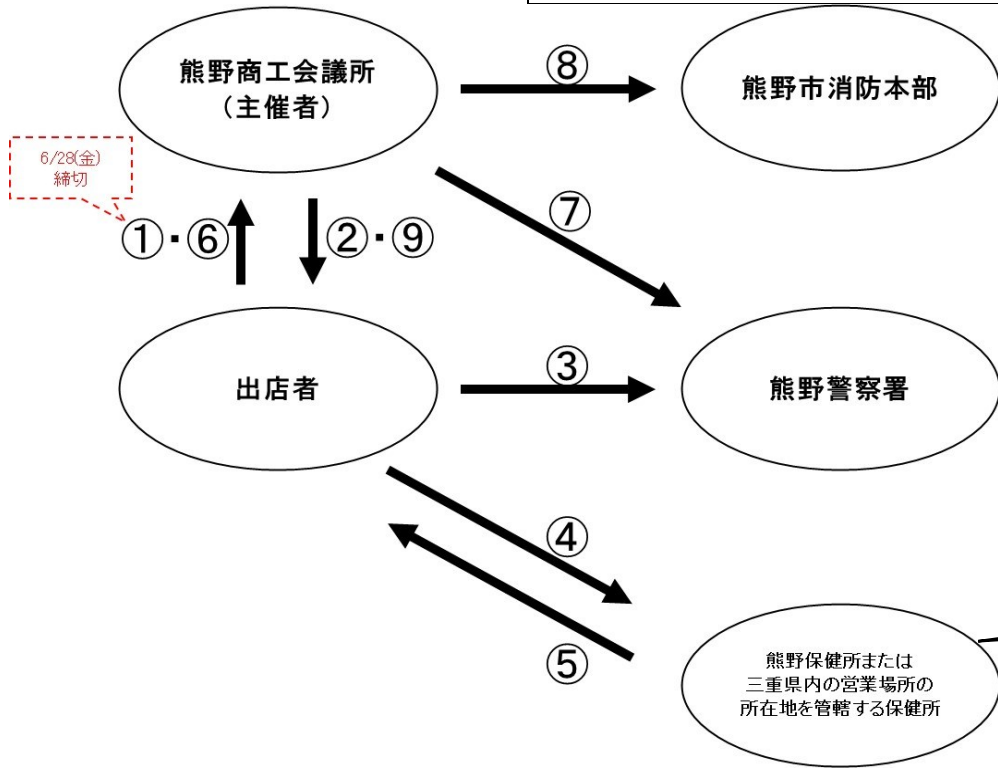


# 熊野大花火大会前夜祭 第13回「古道通り夜市」出店者募集のご案内

1	開催日時	令和6年8月16日(金)午後5時～午後9時まで(予定) ※小雨決行 <u>8月17日(土)の熊野大花火大会が中止または延期となった場合、本イベントは中止となります。なお、予備日はありません。</u>
2	場所	熊野商工会議所周辺(木本町本町通り)
3	主催	熊野商工会議所
4	出店条件	イベントの趣旨に賛同の上、運営にご協力いただき、以下の条件を遵守いただける方
● 出店料	①熊野商工会議所会員事業所で電源が不要な方	1,000円
	②電源が必要な方	3,000円
● 出店区画	③上記以外の方で電源が不要な方	5,000円
	④電源が必要な方	7,000円
● 出店区画	1区画あたり290cm×290cm ※希望者には、テント、机(W150cm×D60cm×H70cm) 各1個を貸出します。	
● ブース内での調理	可能(調理器具、三方壁、アルコール消毒液及び手洗い用タンク等は各自準備) 1施設につき、1品目。提供可能品目等詳細については、熊野保健所または三重県内の営業場所の所在地を管轄する保健所へ確認ください。	
	<b>保健所への申請について</b>	
	ブース内で調理を行う場合、または、飲食物(常温で長期保存できるものを除く)の販売を行う場合は、保健所に営業申請を行う必要があります。 <u>熊野保健所または三重県内の営業場所の所在地を管轄する保健所への申請手続きは出店者様にて行ってください。</u>	
	<b>給排水等について</b>	
各自で給排水設備(手洗い設備、給水設備、排水設備)を準備ください。会場には設備はございません。給排水設備の詳細については、熊野保健所または三重県内の営業場所の所在地を管轄する保健所へ確認ください。		
● 電源	有(要事前申請) ※出店申込書に機器の種類、台数を必ず記入ください。電源から出店区画までの延長コードは、各自ご用意ください。 <u>会場内で使用可能な電力量に限りがあるため、ご希望に添えないことがありますので予めご了承ください。自家発電装置の持参をお勧めします。</u> また、使用機器によっては使用できない場合がありますのでご了承ください。	
● 火器の使用	可能(消防への届け出及び消火器の設置が必要です) 火器(コンロ、発電機など)及び火災の恐れがあるものを使用する出店者は、消防への届け出と消火器の設置が義務付けられています。消防への届け出は、 <u>熊野商工会議所が一括で熊野市消防署へ行きますので</u> 、消火器の本数を出店申込書(裏面)に記載ください。消火器(10型以上)は、各自準備し設置してください。	
● 道路許可	後日、熊野商工会議所よりお送りする資料を基に、 <u>必ず期日までに</u> 出店者にて熊野警察署へ「 <u>道路使用許可申請(有料)</u> 」を行ってください。	
● 搬入・搬出	搬入:午後2時から午後4時まで(予定)、搬出:イベント終了から約30分 ※搬入搬出に伴う車両の移動は主催者の指示に従ってください。搬出(撤収)は、必ずイベント終了後に行ってください。 ※搬入時間帯は、会場の都合上指定制となりますので、後日時間帯をお知らせします。	
● ごみ処理	残飯、容器、店舗から出るごみは、必ず各自で持ち帰りください。	
● 駐車場	有(主催者指定の駐車場へ駐車をお願いします)	
● その他	当日のブースには、必ず1名以上常駐してください。 当日の売上は、イベント終了後、1週間以内に主催者まで報告してください。	
5	募集締切	<u>令和6年6月28日(金)まで</u> 出店申込書(裏面)に必要事項を記入の上、FAX・窓口・郵送いずれかで熊野商工会議所へお申し込みください。 <u>尚、電話での受付はできません。</u>
6	その他	◆申請の流れについては、別紙「第13回「古道通り夜市」出店申請の流れ」をご確認ください。 ◆申込者数が参加定員を超える場合、抽選となりますので予めご了承ください。(先着順ではありません。) ◆ <u>本受付後、各種許可申請に必要な書類を郵送しますので必ずご確認ください。</u> ◆出店者の関わる行為によって事故または損害が発生した場合、該当出店者の責任において処置を行ってください。 ◆天災、天候、その他不可抗力の原因により、開催を急遽中止、変更する場合があります。 これにより生じた出店者の損害は補償しませんのでご了承ください。 ◆出店にかかる交通費や材料費等の全ての経費は出店者でご負担ください。 ◆各種申請書の写し(押印済)を期日までに提出いただけない場合、参加をお断りさせていただきます。
7	お問合せ	熊野会議所 古道通り夜市 出店担当 TEL:0597-89-3435 FAX:0597-89-3436



# 第13回「古道通り夜市」出店申請の流れ



## 《保健所への申請が必要なケース》

- ◆ブース内で調理を行う
- ◆ブース内で調理を行わないが、飲食物(常温で長期保存できるものを除く)の販売を行う。

→詳細については、熊野保健所もしくは三重県内の営業場所の所在地を管轄する保健所へ確認ください。

## 《保健所への申請が不要なケース》

- ◆飲食物の販売(常温で長期保存できるものを除く)を行わない

## ■出店募集の流れ説明

No	予定	内容	備考
①	令和6年6月28日(金)締切	出店申込	
②	令和6年7月上旬	各種許可に必要な申請様式一式お渡し(熊野保健所※、熊野警察署)	※対象者のみ
③	令和6年7月中旬	熊野警察署へ道路許可申請、手数料支払い	出店者全員
④	令和6年7月中旬	熊野保健所または三重県内の営業場所の所在地を管轄する保健所へ許可申請、手数料支払い	対象者のみ
⑤	令和6年7月中旬	各種許可申請書(写し)の受取	対象者のみ
⑥	令和6年7月下旬	熊野保健所または三重県内の営業場所の所在地を管轄する保健所へ届済みの許可申請書(写し)提出	対象者のみ
⑦	令和6年8月上旬	出店者届済みの道路許可申請(写し)の回収	
⑧	令和6年8月上旬	火器使用申請	
⑨	令和6年8月上旬	出店者へ直前連絡(必要に応じて)	